

住宅  
改修

新築

中古  
住宅

奨励金

# 《平成28年度 申し込みのお知らせ》

## 住宅改修

【住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です】

## 住宅新築

新築住宅に対する奨励金額

- ④ 「高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす場合 10万円
  - ⑤ 北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材(地域材)の使用量10㎡以上利用した場合 20万円
  - ⑥ 北海道内で森林管理認証された木材の使用量1㎡以上の利用でCOC認証を取得した業者が施工した場合は、1㎡当たり3万円。加算要件⑤との併用可(使用量については小点数以下切捨て) 上限40万円
- ※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。  
※工事着手前に申請が必要です。

### ●対象となる改修工事、区分など

① 町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

② 改修に要する費用が50万円(消費税額等含む)以上

③ 住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など  
※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又は、町ホームページをご覧ください。

### ③ 場所 建設課住宅グループ (役場2階中央付近)

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。  
※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。



### ●事業概要

- ① 奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が限度です。
- ② 建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方を対象とします。
- ③ 予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

### ●加算要件

- ① 申請時に同居する中学生以下の子供がある場合 20万円
- ② 町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合(転入後1年以内に申請する場合を含む) 20万円
- ③ 町内の業者に発注する場合 50万円
- ④ 住宅性能表示基準、評価方法基準の

## 中古住宅

中古住宅購入に対する奨励金額

- 建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入した場合が、奨励金の対象となります。奨励金の額は、30万円です。
- ※売買後1年以内の申請が必要です(課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています)。

### 問い合わせ・申し込み先

建設課 住宅グループ  
☎76-2151  
(内線252、255)

## 津別町 空き家等撤去 促進事業

## 空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

### ■対象となる家屋

3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。  
範囲は、いずれも住宅(店舗等との併用住宅を含む)とそれに附属する物置などの附属家のみであり、工場や倉庫は該当となりません。

### ■対象となる所有者

町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

### ■対象となる事業

津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象となります。  
町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外となります。

### ■対象となる金額・補助額

対象となる工事金額は50万円以上です。

補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。

なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。

※今年度の事業は、20件分を予定しております。この事業の活用を希望される場合は、役場の担当までご相談ください。

### 空き家等撤去促進事業

#### Q & A

Q 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合、対象となる？  
A 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。

Q 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが？  
A 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご確認ください。

Q 申請に必要な書類は？  
A 申請書類一式は役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。



### 問い合わせ先

建設課 住宅グループ  
☎76-2151 (内線252、255)

全国的にも空き家や廃屋の増加が、深刻な問題となつていきます。  
居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。  
◆ 町では、良好な生活環境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。